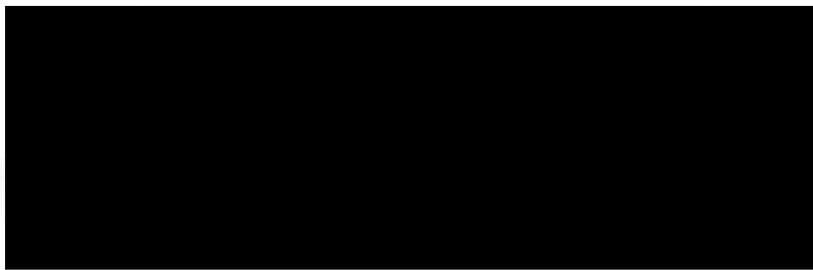


通 知 書

平成 28 年 12 月 27 日



通知代理人弁護士 [REDACTED] 様

〒 108-0074

東京都港区高輪2丁目15番8号

グレイスビル泉岳寺前

株式会社 PE-BANK

代表取締役社長 櫻井 多佳子



前略

貴職より平成28年12月5日付で頂戴しました通知書に対して回答いたします。

当社は、通知人中田宏殿と共同で業務を受注し、当社と通知人との間で締結したプロ契約、共同

受注契約に従い、通知人に対して報酬を支払っておりますが、報酬のうち、平成28年2月、同年3月の報酬に対する納税積立金、金100、350円については平成29年3月10日に返却する予定であったため、平成28年12月19日現在でお預かりしたままとなっておりますが、プロ契約の解除手続きにより、通知人に対して平成29年1月10日に返却いたします。

なお、上記納税積立金以外の報酬については、平成28年4月作業分までのすべての報酬を、通知人の指定口座に遅滞なく振込み済みです。

また、平成28年4月作業分については、納税積立金はお預かりしておりませんので、平成29年1月10日の納税積立金の返却をもって、通知人の報酬はすべて支払い済みとなります。

また、通知人とのプロ契約については、現在解除手続きを行っており、手続きが完了次第、当社からの情報メールについても停止します。

また、[REDACTED]社からの念書については、当社社員山内恵が通知人に対して社内で保管しています。

28.12.27
12-18

ると回答したことですが、社内で調査したところ、実際にはそのような事実はなく、しかしながら通知人からの厳しい要求に対して本件事案を穩便に終了させるために通知人に対して念書をお預かりしていると回答したものであることが判明しました。

通知人に対して事実に相違する回答をしたことは遺憾ですが、やむにやまれぬ対応であったと考えております。従いまして、通知人に対してご指摘の念書を渡すことはできません。

草々

この郵便物は平成28年12月27日第21586号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します
日本郵便株式会社

